

令和7年度 長井市環境審議会委員公募要項

1 趣 旨

長井市環境保全基本条例(平成6年条例第9号)の規定に基づく長井市環境審議会委員について、広く市民の意見を徴するために、委員の一部を長井市まちづくり基本条例(平成18年条例第1号)第12条の規定及び長井市審議会等の委員の公募に関する要綱並びに本要項により公募するものとする。

2 職務の内容

本市環境保全及び創造に関する基本的事項を調査審議。

3 報酬額

長井市の規定により会議1回につき5,100円

4 応募資格

- (1) 本市の環境保全及び創造に関心のある者
- (2) 令和7年4月1日現在、市内に住所を有する者又は市内事業所に勤務する者で、満18歳以上の者
- (3) 平日に開催される会議に確実に出席できる者(年数回程度)
- (4) 他の審議会等の委員でない者、市と雇用関係にない者及び市議会議員でない者

5 募集方法

市報及び市ホームページに本要項の事項を掲載するほか、長井市役所内に掲示等を行う。

6 応募方法

- (1) 応募用紙は別紙のとおりとする。
- (2) 応募用紙は長井市役所に配置するとともに、市のホームページに掲載する。
- (3) 応募を希望する者は、応募用紙に記入の上、長井市役所に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより送付するものとする。

7 応募期間

令和7年7月1日(火)～令和7年7月15日(火)

8 募集人員及び任期

- (1) 募集人員は3名とする。
- (2) 任期は、令和9年3月31日までとする。

9 選考方法

- (1) 選考は、書類選考を原則とする。
- (2) 選考は、総合政策課長及び担当職員で選考する。
- (3) 選考の結果は、選考後速やかに応募者全員に郵送等により通知する。
- (4) 募集期間内に公募人数まで応募数が満たなかった場合又は選考の結果該当者が公募人数まで満たなかった場合は、関係団体からの推薦によるなど、他の方法で委員を選任する。